

22 啓発の概要

(1) 統一地方選挙臨時啓発事業実施要領

第1 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が統一地方選挙の重要性を認識し、選挙の正しいルールを守りながら進んで投票に参加することが必要である。

このため、統一地方選挙においては、県と市町の選挙管理委員会が一体となり、さらに明るい選挙推進協議会などの民間団体の協力を得ながら、「投票総参加」と「きれいな選挙」を強力に推進する。

第2 重点事項

(1) 投票総参加の推進

選挙は、主権者である住民が地方自治に参加する最も重要な機会であり、自らの信念と責任において投票することが、住民の意思を反映した政治の実現に不可欠であることを周知徹底させ、すべての有権者が投票に参加するように呼びかける。

また、投票時間が午後8時までとなっていること、期日前投票や不在者投票を利用すること等について、周知徹底を図るとともに、有権者、特に若年層の政治や選挙に対する意識の高揚に努め、棄権防止や投票総参加の呼びかけを積極的に行うものとする。

(2) きれいな選挙の推進

政治に対する信頼を確立し、議会制民主政治の健全な発展を期するためには、その基本である選挙をきれいなものにすることが必要である。このため、ルールを守ったきれいな選挙の実現を有権者および候補者等に強く訴える。

第3 啓発標語の設定

第2に掲げる重点事項を一層推進するため、啓発標語を設定する。

「一票は 私にできる 意思表示」

第4 事業の進め方

(1) 「統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部」を設置し、事業を総合的かつ効果的に推進する。

(別紙1 「統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部設置要領」)

(別紙2 「声明文」)

(2) 総務省および市町選挙管理委員会と緊密な連携を保ちつつ、福井県明るい選挙推進協議会、市町明るい選挙推進協議会等各種団体の協力のもと、重点的かつ効果的に事業を推進する。

(3) 各報道機関との密接な協力体制を確立し、各種広報媒体等の積極的な活用を通じて、重点事項に対する県民の意識の高揚を図る。

別紙 1

統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部設置要領

1 趣 旨

民主主義の基盤である選挙が正しく行われるためには、県民一人ひとりが、政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要である。

本年4月の統一地方選挙に向けて、明るくきれいな選挙の推進運動を強力に展開するために、「統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部」（以下「本部」と称する。）を設置する。

2 運動の目標

本部は、次に掲げる事項を重点目標として、市町選挙管理委員会および市町明るい選挙推進協議会と密に連携・協力し、広く県下一円に各種の事業を展開する。

- (1) 投票総参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 本部の設置

本部は、福井県選挙管理委員会室に置く。

4 本部の組織

- (1) 本部は、次に掲げるものをもって組織する。
福井県選挙管理委員会の委員
福井県明るい選挙推進協議会の委員
- (2) 本部長には、福井県選挙管理委員会の委員長を充てる。
- (3) 副本部長には、福井県明るい選挙推進協議会の会長を充てる。
- (4) 本部の庶務は、福井県選挙管理委員会事務局において行う。

5 設置期間

本部の設置期間は、平成23年2月17日（木）から平成23年4月24日（日）までとする。

声 明 文

選挙は、私たち国民が、政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、民主政治の健全な発展のためには、選挙が公正に行われ、私たち国民の意思が政治に正しく反映されなければならない。

しかし、近年の国政選挙や地方選挙を振り返れば、買収や事前運動といった事件が跡を絶たない状況であり、有権者の政治離れ、選挙離れが憂慮される非常に残念な結果となっている。

選挙が明るくきれいに行われるためには、候補者および選挙運動に携わるすべての者の良識ある行動が強く望まれる。

また、有権者においても、広く主権者としての強い自覚と高い政治意識を身に付け、もって明るい選挙を実現してゆくことが肝要である。

このため、統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部は、第17回統一地方選挙を間近に控えた今、「贈らない、求めない、受け取らない」の三ない運動の一層の推進と有権者一人ひとりが情実、利害等にとらわれることなく、自由な意思で投票することを広く県民に呼びかける。

平成23年2月17日

統一地方選挙明るい選挙推進福井県本部

〔福井県選挙管理委員会〕
〔福井県明るい選挙推進協議会〕

(2) 臨時啓発事業実績

～投票率1%アッププロジェクトVII～

知事選挙告示日	3月24日(木)
県議会議員選挙告示日	4月1日(金)
知事および県議会議員選挙投票日	4月10日(日)

市長および市議会議員選挙告示日	4月17日(日)
町議会議員選挙告示日	4月19日(火)
市長および市町議会議員選挙投票日	4月24日(日)

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
1 街頭等における啓発			
(1) 一日選挙管理委員による啓発	・「一日選挙管理委員」が、候補者に対して明るい選挙の実践を要望	3月25日(金)	全県下
(2) 街頭啓発(県内のショッピングセンター)の実施	・明るい選挙推進青年活動隊「CEPT」や福井ミラクルエレファント、大学サークル等を起用した投票の呼びかけ、啓発イベントの実施、啓発物の配布(選管委員、明推協委員等が参加)	4月9日(土)	福井市他
(3) 卒業式会場での啓発	・県立大学の卒業式会場での投票の呼びかけ(啓発物の配布等)	3月25日(金)	永平寺町
(4) 期日前投票の周知	・期日前投票立会人の委嘱	3月26日(土)	坂井市
2 報道機関等を利用による啓発			
(1) テレビスポット放送 ラジオスポット放送 映画館スポット広告	・CEPTや県内の若者就業者が出演するスポットCMを制作し、テレビ(FBC、ftb)やラジオ(FBCラジオ、FM福井等)でスポット放送 ・県内主要映画館でもスポット広告を実施	3月24日(木) ～4月10日(日) 〃	全県下 〃
(2) 新聞等への啓発広告	・地元紙、タウン誌等に掲載	〃	〃
(3) 県広報媒体による啓発	・テレビ、ラジオの県広報番組、県政だより等の各紙新聞における広報	3月24日(木) ～4月24日(日)	〃
(4) 報道機関への啓発協力依頼	・NHK、民放、CATVへの啓発協力依頼	〃	〃

事業項目	内 容	実施期間	実施場所
3 啓発資材の配布、掲示による啓発 (1) 公共施設等掲示用ポスターの作成 (2) 電車、バス車内吊り用ポスターの掲示 (3) 啓発物の作成 (4) 公営競技場における館内放送および電光掲示板による啓発	<ul style="list-style-type: none"> 公共機関、量販店、銀行、コンビニ、鉄道の駅構内に掲示 県内すべての幼稚園、保育所に配布（若い親への投票呼びかけ） 鉄道、バスの車内に掲示 啓発物（軍手等）を街頭啓発時に配布、若者が集まる施設等にも配布（ウェットティッシュ、コースター） 福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用 	<p>3月24日(木) ～4月24日(日) ”</p> <p>3月24日(木) ～4月10日(日)</p> <p>3月24日(木) ～4月24日(日)</p> <p>”</p>	<p>全県下 ”</p> <p>”</p> <p>福井市他</p> <p>福井競輪 三国競艇</p>
4 広報車等による啓発 (1) 啓発用テープ、MDの作成、配布 (2) 啓発フロント幕掲示、バス車内CM	<ul style="list-style-type: none"> 広報車による巡回啓発を実施 各市町選挙管理委員会に巡回啓発を依頼 福鉄、京福バス等の車両前方に投票日周知用の幕を掲示、すまいるバス車内CM 	<p>3月24日(木) ～4月24日(日)</p> <p>”</p>	<p>全県下 ”</p> <p>”</p>
5 懸垂幕の掲出等 (1) 懸垂幕、横断幕等の掲出 (2) 電光ボードの活用	<ul style="list-style-type: none"> 県の合同庁舎、福井駅構内、福井駅西口に掲出 福井駅西口の電光ボードの活用 	<p>3月24日(木) ～4月24日(日)</p> <p>3月24日(木) ～4月10日(日)</p>	<p>全県下 福井市</p>
6 その他 (1) 民間への協力依頼 (2) 啓発標語の活用 (3) 啓発ソングの活用 (4) 庁内放送による啓発 (5) ホームページ等の活用 (6) 県防災ヘリの活用	<ul style="list-style-type: none"> 量販店、各種団体等に啓発協力を依頼（啓発放送、レシートへの印字等） 平成22年度明るい選挙啓発標語 金賞作品「一票は 私にできる 意思表示」 啓発ソング「正義のヒーロー」のCDを活用 庁内放送による投票参加の周知 県のホームページ等を利用した選挙啓発 県の防災ヘリコプターを活用した啓発 	<p>3月24日(木) ～4月24日(日)</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>4月9日(土)</p>	<p>全県下 ”</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>県庁</p> <p>全県下 ”</p>

(3) 福井県知事選挙の告示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、福井県知事選挙の投票日を4月10日とする旨の告示をいたしました。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤を成すものであり、とりわけ地方選挙は身近な政治に対して住民が意見を表明する最大の機会であり、その中でも知事選挙は、県民の皆様が今後の4年間の県政を託す知事を選ぶ重要な選挙であります。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災を受けた自治体においては、統一地方選挙の選挙期日が延期されるなど非常な事態となっております。

本県においては、本日、告示をしたわけですが、有権者の皆様におかれましては、県民生活と密接に関わる今回の選挙の意義を十分認識されるとともに、県政を担う自分たちの代表を選ぶという自覚と責任を持ち、候補者の主義、主張を十分に見極めた上で、貴重な一票を投じられるよう切望します。

なお、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を展開され、有権者の信頼と期待に応えられるよう願います。

さらに、各市町選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行に当たっては、厳正かつ公平を旨として万全の体制で臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票総参加への呼びかけに御尽力いただきますようお願いいたします。

平成23年3月24日

福井県選挙管理委員会委員長 奥井 隆

(4) 福井県議会議員選挙の告示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、福井県議会議員選挙の投票日を4月10日とする旨の告示をいたしました。

申すまでもなく、選挙は民主政治の根幹をなすもので、とりわけ地方選挙は、身近な政治に対して住民が意見を表明する最大の機会であります。

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災を受けた自治体においては、統一地方選挙の選挙期日が延期されるなど非常な事態となっております。

本県においては、本日、告示をしたわけですが、有権者の皆様におかれましては、県民生活と密接に関わる今回の選挙の意義を十分認識され、候補者の主義、主張を十分に見極めて、県政を担う代表者としてふさわしい人に貴重な一票を投じられるよう切望します。

なお、今回の選挙から県内の選挙区数は15選挙区から12選挙区となり、定数についても40人から37人となっておりますので、一部の市町にお住まいの選挙人の方におかれましては、前回の選挙と投票すべき選挙区が異なっている場合がありますので、十分御注意いただきますようお願いいたします。

また、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ってきれいな選挙を展開されて、有権者の信頼と期待に応えられるよう願います。

さらに、各市町の選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行につきまして、厳正かつ公平を旨として、万全の体制を組んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票参加の呼びかけに御尽力いただきますようお願いいたします。

平成23年4月1日

福井県選挙管理委員会委員長 奥井 隆

(5) 福井県知事選挙および福井県議会議員選挙の投票日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日は、福井県知事選挙および福井県議会議員選挙の投票日です。

今回の統一地方選挙は、3月11日に発生した東日本大震災により被災を受けた自治体の選挙期日が延期されるという異例の状況の中、執行されることとなりました。

地方選挙は身近な政治に対して住民が意見を表明する最大の機会であり、今回の選挙は、本県が直面する諸課題を解決していく上で、また、今後の県政のあり方を方向づける上で極めて重要な意義を持っています。

福井県選挙管理委員会では、この選挙の意義を深く認識し、「一票は 私にできる 意思表示」を啓発標語に掲げ、県明るい選挙推進協議会や各市町と一体となって多くの有権者の皆様に投票への総参加ときれいな選挙の推進を目指して啓発活動を実施してきました。

特に、県内の若者による一日選挙管理委員や、福井県明るい選挙推進青年活動隊C E P T、大学サークル等で構成する投票アピール隊による街頭啓発活動を実施するなど、若者の投票参加も積極的に呼びかけました。

有権者の皆様におかれては、今後の4年間の県政を託す知事と県議会議員を選ぶ今回の選挙が、県民の生活に直接大きく関わってくるものであることを十分認識され、自らの大切な一票を投じられるよう切望いたします。

平成23年4月10日

福井県選挙管理委員会委員長 奥井 隆

23 表 彰

福井県選挙管理委員会表彰

平成23年4月10日執行の福井県知事選挙および福井県議会議員選挙において、選挙の管理執行が適正に行われ、有権者に対する啓発に積極的に取り組み、顕著な成果を収めたと認められる選挙管理委員会およびその職員

(団体)

敦賀市選挙管理委員会

池田町選挙管理委員会

(個人)

敦賀市選挙管理委員会 上 倉 渉

勝山市選挙管理委員会 深 見 正 樹

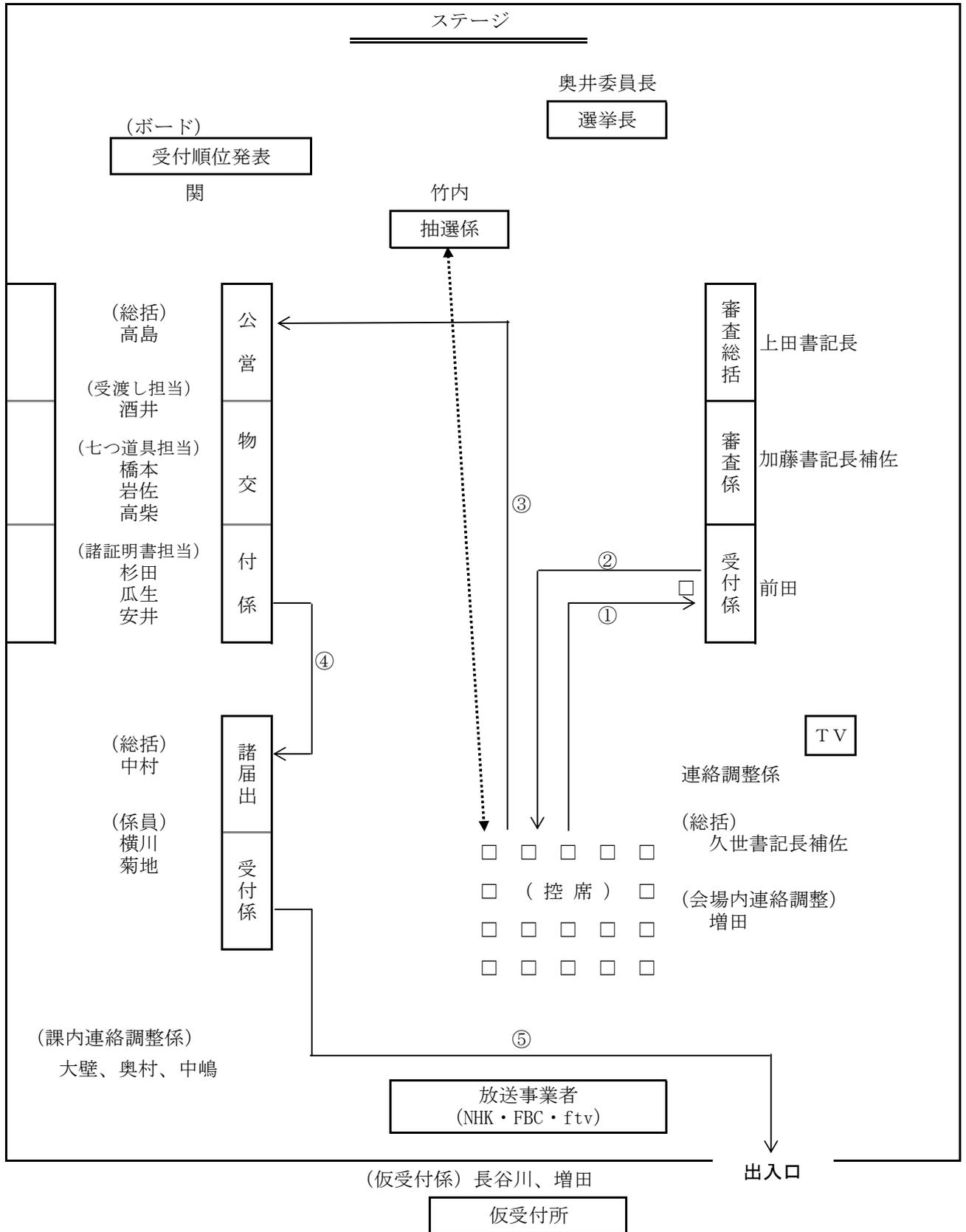
あわら市選挙管理委員会 後 藤 重 樹

24 立候補届出受付事務分担および配置図

(1) 受付事務分担表

係名	分掌事務	担当者
総括	立候補届出受付審査事務の総括に関する事務	上田書記長
仮受付係	1 到着順の確認 2 会場内への誘導	長谷川 増田
抽選係	1 抽選棒による受付順位の決定 2 受付順位発表用紙への記入	(進行) 上田書記長 (係員) 竹内、関
受付係	1 立候補届出受付時刻の確認 2 届出書、添付書類の確認	前田
審査係	1 届出書類の内容審査 2 受理不受理の判定	(総括) 上田書記長 (審査) 加藤書記長補佐
公営物 交付係	1 諸証明書の番号記入 2 公営物、諸証明書の受付 3 受領書の徴収	(総括) 高島 (係員) 酒井 橋本、岩佐、高柴 杉田、瓜生、安井
諸届出 受付係	1 選挙事務所設置届出等諸届出の受理 2 選挙運動用ビラ証紙等交付 3 政治団体確認申請等の受理 4 政治活動用ポスター証紙等交付	(総括) 中村 (係員) 横川 菊地
連絡 調整係	1 報道機関等の対応その他連絡業務	(総括) 久世書記長補佐 (係員) 増田 (課内連絡調整) 大壁、奥村、中嶋

(2) 受付場所配置図



25 投・開票速報

(1) 投・開票速報要領

○ F A X で報告する事項

1 報告事項等

知事選挙および県議会議員選挙の投開票日当日における市町選挙管理委員会から県選挙管理委員会への F A X による報告事項は、次のとおりである。

区 分	知 事 選 挙			県 議 会 議 員 選 挙		
投票当日の有権者数	○	午前 8:30 までに	様式 1	—		
投票状況 (中間投票率)	○	午前 9:20 から 1 時間ごとに	様式 2	—		
投票結果	○	午後 9:30 までに	様式 3	○	午後 9:30 までに	様式 4
開票中間速報	○	午後 9:20 から 30(20)分ごとに	様式 5	○	午後 9:20 以降 30(20)分ごとに	様式 6
開票結果	○	確定し次第	様式 7	○	確定し次第	様式 8

2 投票当日の有権者数に関する報告（様式 1）

4 月 8 日（日）午前 8 時 3 0 分までに、知事選挙について、指定された F A X 番号に報告すること。

(様式 1)

知事 当日有権	市 町 名 <small>(若狭町にあつては開票区名)</small>
投票当日の有権者数報告用紙	

送信時刻	時	分	送 信 者	受 信 者	検 印
			男	女	計
			人	人	人

- (注) 1 4 月 8 日（日）午前 8 時 3 0 分までに、F A X で報告すること。
 2 当日有権者数は、投票結果報告の数と一致しなければならないものであり、後で訂正することがないように正確に記入すること。
 3 期日前投票を行った者のうち、選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
 4 この用紙により報告した後、公職選挙法第 4 4 条第 3 項による投票または死亡等により変動した場合は、午後 9 時 3 0 分までに報告することとしている投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。

3 投票状況（中間投票率）に関する報告（様式2）

- (1) 中間投票率の報告は知事選挙のみとし、全17市町からの報告をもとに各時現在の投票率を推計し、発表する。
- (2) 次の中間投票率速報計画に記載の報告時刻までに、様式2により、指定されたFAX番号に報告すること。

中間投票率速報計画

回数	現在時刻	市町から県へ報告する時刻	発表時刻
1	午前 9時00分	午前 9時20分	午前 9時40分
2	10時00分	10時20分	10時40分
3	11時00分	11時20分	11時40分
4	午後 1時00分	午後 1時20分	午後 1時40分
5	2時00分	2時20分	2時40分
6	3時00分	3時20分	3時40分
7	4時00分	4時20分	4時40分
8	5時00分	5時20分	5時40分
9	6時00分	6時20分	6時40分
10	(推計) 8時00分	7時30分	7時50分

- (3) 各市町は、標準的な投票区を選定し、報告すること。
- (4) 第10報については、午後7時現在で午後8時時点の投票率を推計し、報告すること。
- (5) 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入すること。また、第10報では、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。
- (6) 県の発表は、前回（H19.4.8）および前々回（H15.4.13）の投票率と比較して行う。

(様式2-1) [第1報～第9報]



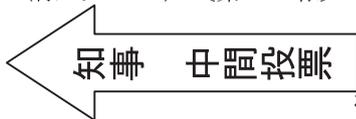
市 町 名

福井県知事選挙 中間投票率速報用紙 [第 報]

時 分現在	送信時刻		時 分	送信者	受信者	検印		
当日の有権者数			投票者数			投票率 (%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
人	人	人	人	人	人	%	%	%

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 中間投票率速報は、知事選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
 3 期日前投票および不在者投票の投票者数については、第10報（午後8時推計）で算入することとし、第1報～第9報の報告では算入しないこと。

(様式2-2) [第10報]



市 町 名

福井県知事選挙 中間投票率速報用紙 [第10報]

午後8時00分現在			送信時刻			時 分			送信者			受信者			検印		
当日の有権者数						投票者数(A)						投票率 (%)					
男		女		計		男		女		計		男		女		計	
人		人		人		人		人		人		%		%		%	
うち期日前投票者数 (B)																	
うち不在者投票者数 (C)																	
当日投票者数 (D)=(A)-(B)-(C)																	

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 中間投票率速報は、知事選挙についてのみFAXで報告するものとし、棄権者数の報告は要しない。
 3 期日前投票および不在者投票の投票者数を算入し、内訳として期日前投票者数、不在者投票者数、当日投票者数を併せて報告すること。

4 投票結果に関する報告 (様式3、4)

- (1) 4月10日(日)午後9時30分までに、知事選挙については様式3、県議会議員選挙については様式4により、指定されたFAX番号に報告すること。
 (2) 報告は、開票中間速報(第1報)と重ならないよう注意し、集計が終わり次第速やかに報告すること。
 (3) 投票結果に関する報告を迅速かつ正確に行えるよう、あらかじめ各投票管理者と協議しておくこと。

(様式3)



市 町 名

福井県知事選挙 投票結果速報用紙

送信時刻						時 分						送信者			受信者			検印					
当日の有権者数						投票者数						棄権者数						投票率 (%)					
男		女		計		男		女		計		男		女		計		男		女		計	
人		人		人		人		人		人		人		人		人		%		%		%	

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 4月10日(日)の午後9時30分までに、FAXで報告すること。
 3 公職選挙法第44条第3項による投票または死亡等により、午前8時30分に報告を受けた当日有権者数が変動した場合は、投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。

(様式4)



〇〇〇選挙区 市 町 名

福井県議会議員選挙 投票結果速報用紙

送信時刻			時 分			送信者				受信者				検印
当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率 (%)					
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%			

- (注) 1 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで記入すること。
 2 4月10日(日)の午後9時30分までに、FAXで報告すること。
 3 公職選挙法第44条第3項による投票または死亡等により、午前8時30分に報告を受けた当日有権者数が変動した場合は、投票結果速報の当日有権者数に正確に反映すること。
 4 無投票の場合は、報告は不要である。

5 開票速報計画 (様式5、様式6)

(1) 知事選挙および県議会議員選挙の開票速報計画は、次のとおりである。

開票速報計画

回数	市町から県へ報告する基本時刻 〔具体的な時刻はp9参照〕	県の発表時刻
1	午後 9時20分	午後 9時30分
2	9時50分	10時00分
3	10時20分	10時30分
4	10時40分	10時50分
5	11時00分	11時10分
6	11時20分	11時30分
7	11時40分	11時50分
8	午前 0時00分	午前 0時10分
9	0時20分	0時30分
10	0時40分	0時50分
11	1時00分	1時10分
12	1時20分	1時30分
13	1時40分	1時50分
14	2時00分	2時10分
15	2時20分	2時30分

- (注) 1 数分後に開票が確定する見込みである場合でも、上記時刻には必ずそれまでの分につき中間報告を行うこと。
 2 報告に際しては、知事選挙を先に、県議会議員選挙を後に送信すること。

(2) 知事選挙については様式5、県議会議員選挙については様式6により、指定されたFAX番号に報告すること。

(様式5)



市 町 名

福井県知事選挙 開票中間速報用紙

第 報	後 午 前	時	分	送 信	送 信 者	受 信 者	検 印
A		B			C		計
							(開票率 %)

(注) 開票率は、第1報から開票数で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。
投票者数

(様式6)



〇〇〇選挙区 市 町 名

福井県議会議員選挙 開票中間速報用紙

第 報	後 午 前	時	分	送 信	送 信 者	受 信 者	検 印	
A	B	C	D	E	F	G	H	合 計
							(開票率 %)	

(注) 開票率は、第1報から開票数で計算し、百分比で小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを速報すること。
投票者数

6 開票結果に関する報告（様式7、8）

開票が確定したときは、知事選挙については様式7、県議会議員選挙については様式8により、直ちにこれを指定されたFAX番号に報告すること。

(様式7)



市町名

福井県知事選挙 確定（最終）開票速報用紙

後 午 前	時	分	送 信 者	受 信 者	検 印			
候補者別得票数					得票総数			
A		B		C		(A)		
法第68条の2第4項の規定によりあん分の際切り捨てた票数(B)		いずれの候補者にも属しない票数(C)		有効投票数(A)+(B)+(C)(D)	無効投票数(E)	投票総数(D)+(E)(F)	持帰りその他(G)	投票者総数(F)+(G)

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および知事選挙が確定した旨を連絡すること。
 2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は、関係候補者間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算書により確認した後にすること。
 3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

(様式8)



〇〇〇選挙区 市町名

福井県議会議員選挙 確定（最終）開票速報用紙

後 午 前	時	分	送 信 者	受 信 者	検 印		
候補者別得票数							
A	B	C	D	E	F	G	H
得票総数(A)		法第68条の2第4項の規定によりあん分の際切り捨てた票数(B)		いずれの候補者にも属しない票数(C)		有効投票数(A)+(B)+(C)(D)	
無効投票数(E)		投票総数(D)+(E)(F)		持帰り・その他(G)		投票者総数(F)+(G)	

- (注) 1 確定報告に当たっては、まずこの用紙をFAX送信し、その後直ちに電話により市町名、速報担当職員名および県議会議員選挙が確定した旨を連絡すること。
 2 上記報告は、無効投票の内訳を確認するとともに、あん分票がある場合は、関係候補者間におけるあん分計算に誤りがないかどうかをあん分計算書により確認した後にすること。
 3 確定報告後においても、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまでは、内容照会等に対応できるよう立会人、事務従事者等を待機させること。

7 その他

(1) 市町選挙管理委員会は、開票中間速報時刻一覧表（p 9）に基づき、正確に報告すること。

ア 報告時刻は4分ずつずらしてあるが、他の市町の報告に支障を来たさないようFAXの時間を厳守すること。

イ 速報計画は、第15報（午前2時30分）までとしているが、確定がこれ以降になる場合は、引き続き20分刻みで速報すること。

(2) 市町選挙管理委員会は、速報担当職員をあらかじめ指定しておき、絶対に速報が遅れないようにすること。

(3) 市町選挙管理委員会は、県選挙管理委員会へ専用電話、専用FAXにより報告すること。

(4) 福井県知事選挙および福井県議会議員選挙における候補者別得票数の開票中間速報について、様式5および様式6により県選挙管理委員会へ速報を行った後、市町選挙管理委員会においてその内容を発表することは差し支えない。

なお、県への速報後直ちに公表する場合、県の点検終了の連絡があるまでは、問い合わせ等に速やかに対応できる体制を維持すること。また、訂正が合った場合は、各市町においてその内容を直ちに公表すること。

(5) 福井県知事選挙および福井県議会議員選挙における候補者別得票数の確定報告についても、県に速報を行った後、市町選挙管理委員会においてその内容を発表することは差し支えないこととする。

なお、県への速報後直ちに公表する場合、県の点検終了の連絡があるまでは、問い合わせ等に速やかに対応できる体制を維持すること。また、訂正が合った場合は、各市町においてその内容を直ちに公表すること。

(6) 市町選挙管理委員会における報道機関への発表については、県へ報告した様式により行うことが望ましい。

8 市町別開票開始時刻一覽

市町名	開票開始時刻	市町名	開票開始時刻
福井市	午後9時15分	永平寺町	午後9時00分
敦賀市	〃 9時00分	池田町	〃 〃
小浜市	〃 〃	南越前町	〃 〃
大野市	〃 9時15分	越前町	〃 〃
勝山市	〃 9時00分	美浜町	〃 〃
鯖江市	〃 〃	高浜町	〃 〃
あわら市	〃 〃	おおい町	〃 〃
越前市	〃 9時30分	若狭町	〃 9時15分
坂井市	〃 9時20分		

9時00分開票 5市7町

9時15分開票 2市1町

9時20分開票 1市

9時30分開票 1市

9 開票中間速報時刻一覧表

区分 市町名	開票 開始 時刻	1報	2報	3報	4報	5報	6報	7報	8報	9報	10報	11報	12報	13報	14報	15報
福井市	9:15		9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
敦賀市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
小浜市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
大野市	9:15		9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
勝山市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
鯖江市	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
あわら市	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
越前市	9:30		9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
坂井市	9:20		9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
永平寺町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
池田町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
南越前町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
越前町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
美浜町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
高浜町	9:00	9:17	9:47	10:17	10:37	10:57	11:17	11:37	11:57	0:17	0:37	0:57	1:17	1:37	1:57	2:17
おい町	9:00	9:13	9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
若狭町	9:15		9:43	10:13	10:33	10:53	11:13	11:33	11:53	0:13	0:33	0:53	1:13	1:33	1:53	2:13
県発表		9:30	10:00	10:30	10:50	11:10	11:30	11:50	0:10	0:30	0:50	1:10	1:30	1:50	2:10	2:30

(注)報告時刻は厳守すること。

○文書で報告する事項

1 開票結果報告書（様式9、10）

(1) 知事選挙の開票結果報告は、次の様式により、4月11日（月）の指定時刻に関係書類を添付の上、持参すること。

(様式9)

第 号
平成23年 月 日

福井県知事選挙選挙長 奥井 隆 様

福井県 市（町）開票管理者 印

開票結果報告書

平成23年4月10日執行の福井県知事選挙の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (B-A)	票
有効投票 総数	票	全候補者の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票数	票
いずれの候補者にも属 しない有効 投票数	票	無効投票数	票		

候補者別得票数

候補者の氏名	得票数
	票
	票
	票
	票
	票
	票
得票総数	票

(注) 開票録の写しおよび投票録の写しを添付すること。

(2) 県議会議員選挙の開票結果報告は、次の様式により、4月11日(月)に各選挙区の選挙長に關係書類を添付の上、持参すること。(開票事務を選挙会事務に併せ行う市町(選挙区)を除く。)

(様式10)

第 号
平成23年 月 日

福井県議会議員選挙

選挙区

選挙長

様

福井県

市(町)開票管理者

印

開票結果報告書

平成23年4月10日執行の福井県議会議員選挙の開票の結果について、開票録の写しを添えて次のとおり報告します。

投票者総数 (A)	人	投票総数 (B)	票	差引過不足 (B-A)	票
有効投票 総数	票	全候補者の 得票総数	票	あん分の際 切り捨てた 票数	票
いずれの候 補者にも属 しない有効 投票数	票	無効投票数	票		

候補者別得票数

候補者の氏名	得票数
	票
	票
	票
	票
	票
	票
得票総数	票

(注) 開票録の写しおよび投票録の写しを添付すること。

2 当選人報告（様式11）

県議会議員選挙の選挙長が行う当選人報告は、次の様式により、4月12日（火）午後5時まで（開票事務を選挙会事務に併せて行う市町にあつては4月11日（月）中）に、県選挙管理委員会に關係書類を添付の上、持参すること。

（様式11）

		第	号
		平成23年4月	日
福井県選挙管理委員会委員長 様			
福井県議会議員選挙		選挙区	
選挙長		印	
当 選 人 報 告			
平成23年4月10日執行の福井県議会議員選挙の		選挙区における当選人は次のとおりであるから、公職選挙法第101条の3第1項の規定により報告する。	
記			
1	投票総数		
2	無効投票数		
3	有効投票数		
4	いずれの候補者にも属しない有効投票数		
5	各候補者の得票総数		
6	当 選 人	住 所	
		氏 名	
		得 票 数	

（注）1 投票録の写し、開票録の写し（開票事務を選挙会事務に併せて行う場合は不要）および選挙録の写しを添付すること。

2 「6 当選人」について複数定数区である場合は、適宜記載すること。

(2) 投・開票速報事務要領

○…FAX △…ペーパー ◎…メール

ア 速報の内容

※報道機関あてFAXは広報課対応

項目	速報内容	市町選管		県選管				備考	
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省		HPアップ時刻
1 当日有権者数	当日有権者数に関する報告 (知事選のみ)	8:30	○	9:40	◎△			9:50	全市町から報告
2 投票状況									
①期日前投票	期日前投票者数に関する報告 (知事選、県議選)	9:00	○	11:00	○△ 知事選	12:00	◎ 知事選 県議選	11:10	全市町から報告 ・報道機関には知事選のみ情報提供 ・総務省報告対象は知事選、県議選の両方
②中間投票率	中間投票率に関する報告 (知事選のみ)								
	第1回 (9:00現在)	9:20	○	9:40	◎△			9:50	全市町から毎時00分現在を報告 (12:00現在の報告は不要) 13:00現在を14:00までに総務省へ報告 第10回の報道発表は、期日前・不在者投票を含む。
	第2回 (10:00現在)	10:20	○	10:40	◎△			10:50	
	第3回 (11:00現在)	11:20	○	11:40	◎△			11:50	
	第4回 (13:00現在)	13:20	○	13:40	◎△	14:00	◎	13:50	
	第5回 (14:00現在)	14:20	○	14:40	◎△			14:50	
	第6回 (15:00現在)	15:20	○	15:40	◎△			15:50	
	第7回 (16:00現在)	16:20	○	16:40	◎△			16:50	
	第8回 (17:00現在)	17:20	○	17:40	◎△			17:50	
	第9回 (18:00現在)	18:20	○	18:40	◎△			18:50	
	第10回 (19:00現在で20:00推計)	19:30	○	19:50	◎○△			20:00	
③投票結果	(知事選、県議選)	21:30	○	22:00	◎○△			22:10	全市町から報告 (22:00速報) 確定次第、総務省に報告
				23:00	◎△	確定後	◎	23:10	
開 票 中 間	①知事選								
	②県議選								
	市町別候補者別得票数								
	選挙区別市町別候補者別得票数								
	第1回	21:20	○	21:30	◎△			21:40	21:00開票でない福井市、大野市、越前市、坂井市は、第1回報告を省略
	第2回	21:50	○	22:00	◎△			22:10	
	第3回	22:20	○	22:30	◎△			22:40	21:20から22:20までは30分ごと、22:20以降は20分ごとに各市町から報告
	第4回	22:40	○	22:50	◎△			23:00	
	第5回	23:00	○	23:10	◎△			23:20	
	第6回	23:20	○	23:30	◎△			23:40	
	第7回	23:40	○	23:50	◎△			0:00	
第8回	0:00	○	0:10	◎△			0:20		
第9回	0:20	○	0:30	◎△			0:40		
第10回	0:40	○	0:50	◎△			1:00		
～	～	～	～	～			～		

○…FAX △…ペーパー ◎…メール

項 目	速 報 内 容	市町選管		県選管					備 考
		報告時刻	報告方法	発表時刻	報道機関	報告時刻	総務省	HPアップ時刻	
開 票	①知事選 市町別候補者別得票数 (法定得票数および没収点に関する調、党派別得票数調を含む。) ・確定個票	随時	○	全市町 確定後	◎△	全市町 確定後	◎	全市町 確 定 10分後	全市町確定後に、報道発表および総務省に報告 確定した市町から順次報告→確定個票 (FAX報告用紙) の「落とし」
		随時	○	随時	△				
結 果	②県議選 選挙区別市町別候補者別得票数 (法定得票数および没収点に関する調、党派別得票数調を含む。) ・確定個票	随時	○	各選挙区 確定後	◎△	全選挙区 確定後	◎	各選挙区 確 定 10分後	各選挙区確定後に報道発表 全選挙区確定後に総務省に報告 確定した市町から順次報告→確定個票 (FAX報告用紙) の「落とし」
		随時	○	随時	△				

(注)

- 1 選管専任書記は7:00までに、高柴書記は9:00までに、その他の職員は20:00までに市町村課に集合(20:20までに6階大会議室入室)
- 2 服装は、通常の勤務と同じ服装であること。
- 3 県庁地下駐車場および県庁構内への駐車はできないこと。
- 4 電卓、ホッチキス、黄色マーカー(チェック用)、付箋、鉛筆、ボールペン、定規等は各自で用意すること。

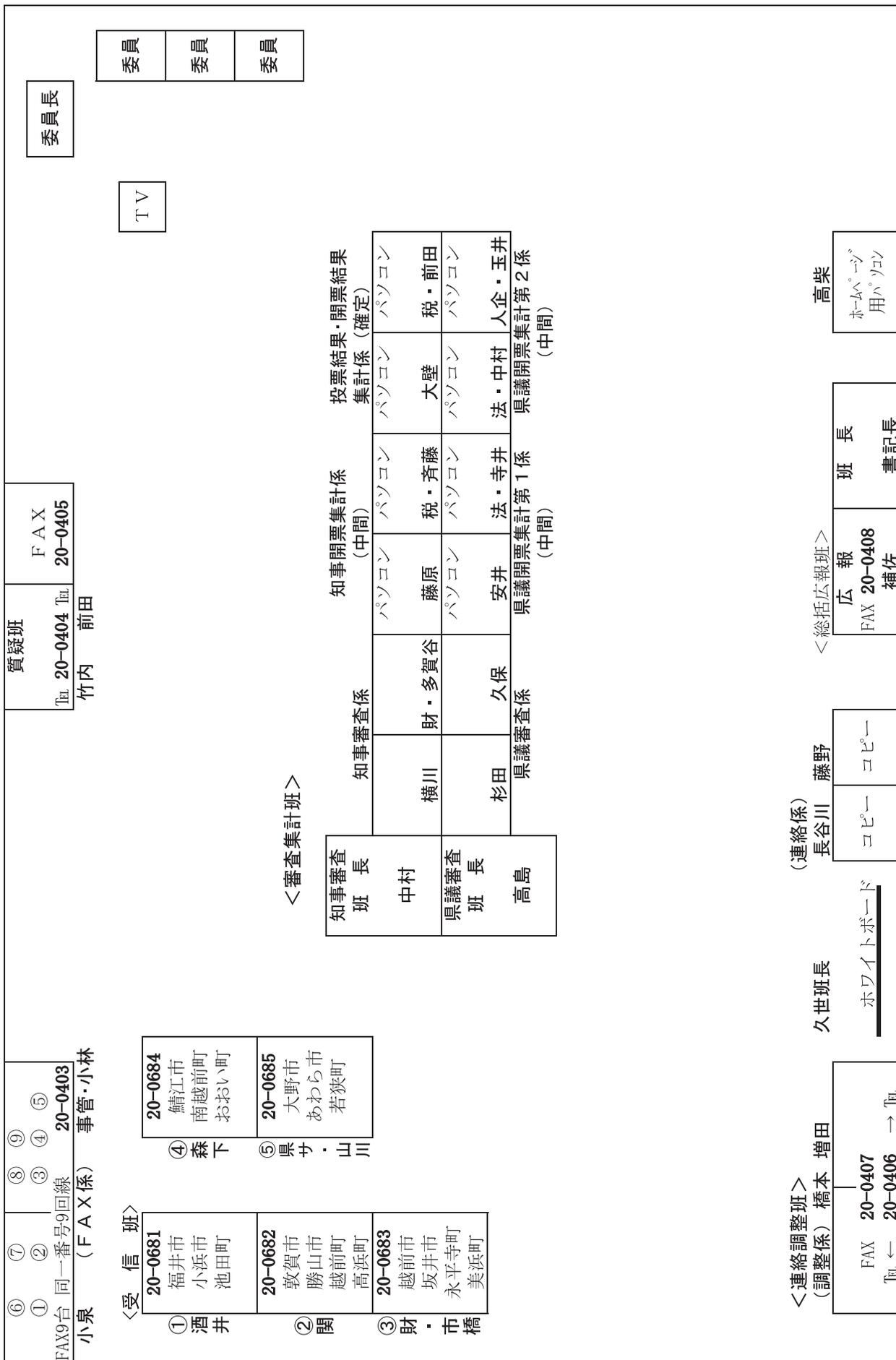
イ 各班事務分担表

分 担 事 務	担 当 者	事 務 内 容			
1 当日有権者数の 受信、集計 (知事選のみ)	久世、竹内、前田、増田	① 17市町から8:30までに報告 ② 9:40発表 ※総務省報告なし			
2 期日前投票者数の 受信、集計、発表 および報告 (知事選、県議選)	同 上	① 17市町から9:00までに報告 ② 11:00発表 ③ 12:00総務省へ報告			
3 中間投票率の受信、 集計、発表および 報告 (知事選のみ)	同 上	次の時刻に受信 (FAX)、記者発表、総務省報告 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">受信</td> <td style="text-align: center;">発表</td> <td style="text-align: center;">報告</td> </tr> </table> <p>① 9:00現在 → 09:20 → 09:40 ② 10:00現在 → 10:20 → 10:40 ③ 11:00現在 → 11:20 → 11:40 ④ 13:00現在 → 13:20 → 13:40 → 14:00 ⑤ 14:00現在 → 14:20 → 14:40 ⑥ 15:00現在 → 15:20 → 15:40 ⑦ 16:00現在 → 16:20 → 16:40 ⑧ 17:00現在 → 17:20 → 17:40 ⑨ 18:00現在 → 18:20 → 18:40 ⑩ 20:00現在 → 19:30 → 19:50 ※19:00現在で20:00時点を推計して報告</p>	受信	発表	報告
受信	発表	報告			
4 受信班	①酒井 福井市、小浜市、池田町 ②関 敦賀市、勝山市、越前町、 高浜町 ③市橋 (財企課) 越前市、坂井市、永平寺町、 美浜町 ④森下 鯖江市、南越前町、おおい町 ⑤山川 (県サ室) 大野市、あわら市、若狭町	知事選、県議選に係る次の報告の受信 ①投票結果 (21:30までに) ②開票中間報告 (21:13～) ・合計の検算 ・前回受信値とのチェック (第2回～) ③開票確定報告 ※知事確定、県議確定のFAXおよび電話が入ったら、 指示があるまで待機するよう連絡 ④各市町へ待機解除の連絡			
5 連絡調整班					
(1)FAX係 (2)連絡係 (3)調整係	久世班長 小泉、小林 (事管課) 長谷川、藤野 橋本、増田	①会場内の総合連絡 ②速報用紙の回付 ③速報等に異常があるときの確認、訂正 ④開票確定報告の最終チェック ※開票確定個票は連絡調整班長にも回付			

分担事務	担当者	事務内容
6 審査集計班		
(1) 投票結果・開票結果集計係	大壁、前田（税務課）	(1) 投票結果 ①全市町から21:30までに報告 ②22:00発表（速報） ③23:00発表（確定） (2) 開票結果 各市町からの確定報告に基づいて開票結果調を作成し、発表
(2) 知事開票集計係（中間）	藤原、斉藤（税務課）	①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ④報道機関提供用データの作成
(3) 県議開票集計第1係（中間）	安井、寺井（情法課） 〔担当選挙区〕…4選挙区 福井市、敦賀市、 小浜市三方郡三方上中郡、勝山市	①開票速報要領に基づき、各市町から報告 ②各市町からの報告に基づき入力 ③発表用の帳票を出力し、審査係へ回付 ④報道機関提供用データの作成
(4) 県議開票集計第2係（中間）	中村（情法課）、玉井（人企課） 〔担当選挙区〕…5選挙区 鯖江市、越前市今立郡南条郡、 坂井市、丹生郡、大飯郡	県議開票集計第1係に同じ。
(5) 知事審査係	中村班長、横川、多賀谷（財企課）	①連絡班から回付された市町別の得票数を審査し、異常値がないか確認の上、集計係へ入力指示 ②集計係が出力した帳票の数値を審査し、広報班へ回付
(6) 県議審査係	高島班長、杉田、久保	
7 質疑班	竹内、前田	①質疑応答 ②総務省報告の作成、報告 ・投票状況に関する報告（中間）（8号様式） ・投票結果に関する報告（確定）（9号様式） ・開票結果に関する報告（10号様式） ・党派別当選人数に関する報告（11号様式） ・党派別得票数に関する報告（12号様式1）
8 総括・広報班	上田課長、加藤補佐	①集計および広報の総括、ホームページの確認 ②広報課との連絡 ③嶺南出張所への情報提供
9 ホームページ班	高柴	当日有権者数、期日前投票結果、中間投票率、投票結果、開票中間速報、開票結果をホームページに掲載
10 発表記録班 記者速報室	広報課職員	発表データを各報道機関へ提供 ①紙資料の配付（県政記者室） ②一斉メール送信 ※期日前投票結果、中間投票率第10報、投票結果（速報）のみ一斉FAXも行う。

(3) 投票・開票情報体制配罫図 (6 歳大分選挙)

FAX : 1 2 回線 (番号 4 個) 電話 : 9 回線 (番号 7 個)



(4) 投・開票速報用対局電話一覧

市町名	対局電話番号	F A X 番号	担 当	県 F A X 番 号	確定報告連絡用電話番号	備 考
福井市	(090) 7087 - 9404	(0776) 20 - 5181	① 酒井	(0776) 20-0403	(0776) 20-0681	質疑専用 電話番号 (0776) 20-0404 FAX番号 (0776) 20-0405
小浜市	(0770) 53 - 1460	(0770) 53 - 1461				
池田町	(0778) 44 - 7451	(0778) 44 - 7452				
敦賀市	(0770) 21 - 7040	(0770) 21 - 7041	② 関			
勝山市	(0779) 88 - 1265	(0779) 88 - 1266				
越前町	(0778) 42 - 7021	(0778) 42 - 7022				
高浜町	(0770) 72 - 3645	(0770) 72 - 3647	③ 市橋			
越前市	(0778) 22 - 4170	(0778) 22 - 4171				
坂井市	(0776) 67 - 4691	(0776) 67 - 4697				
永平寺町	(0776) 63 - 4272	(0776) 63 - 4276				
美浜町	(0770) 32 - 0921	(0770) 32 - 0922	④ 森下			
鯖江市	(0778) 51 - 3591	(0778) 51 - 3592				
南越前町	(0778) 47 - 3684	(0778) 47 - 3685				
おおい町	(0770) 77 - 1111	(0770) 77 - 1289	⑤ 山川			
大野市	(0779) 65 - 5048	(0779) 65 - 5049				
あわら市	(0776) 73 - 2908	(0776) 73 - 2907				
若狭町	(0770) 45 - 2594	(0770) 45 - 2595				

(注) 投票当日の有権者数、投票状況(中間・結果)、開票中間状況、開票結果すべてについて、上記の F A X 番号(0776-20-0403)に報告すること。

開票結果が確定した場合は、開票中間の定時報告時刻以外の空き時間に速報用紙を F A X 送信し、直ちに電話により市町名、速報担当職員名および〇〇選挙が確定した旨を連絡すること。

無効投票の投票総数に占める割合が、知事選挙について3.0%、県議会議員選挙について2.0%を超えた場合には、無効投票の主な内訳を電話照会するので、上記報告は無効投票の主な内訳を確認した後に行うこと。

確定報告後においても、県選挙管理委員会からその内容について照会することがあるので、県選挙管理委員会から待機解除の連絡があるまで、開票立会人、事務従事者等を待機させること。

なお、故障等により上記番号の通信が不能となった場合の緊急連絡 F A X 番号は、0776-20-0407とする。

26 投票用紙等配付計画

(1) 投票用紙等配付計画

月	曜日	種別	事項	梱包・配付計画等
2	28	<input type="checkbox"/> 投票用紙 <input type="checkbox"/> 点字投票用紙 <input type="checkbox"/> 点字不在者投票用紙 <input type="checkbox"/> 船員不在者投票用外封筒 <input type="checkbox"/> 船員不在者投票用内封筒 <input type="checkbox"/> 投票用外封筒 <input type="checkbox"/> 投票等による不在者投票用外封筒（通常用） <input type="checkbox"/> 郵便等による不在者投票用外封筒（代理記載者用） <input type="checkbox"/> 投票用内封筒 <input type="checkbox"/> 仮投票用封筒 <input type="checkbox"/> 不在者投票証明書用封筒 <input type="checkbox"/> 不在者投票証明書（通常用） <input type="checkbox"/> 郵便等投票証明書（代理記載該当） <input type="checkbox"/> 郵便等投票証明書交付申請書（通常用） <input type="checkbox"/> 郵便等投票証明書交付申請書（代理記載と併せ行う） <input type="checkbox"/> 代理記載ができる選挙人に該当する旨の記載に係る申請書 <input type="checkbox"/> 代理記載ができない選挙人に該当しなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 代理記載人となるべき者の届出書 <input type="checkbox"/> 代理記載人となること同意書および重誓書 <input type="checkbox"/> 障害証明書交付申請書 <input type="checkbox"/> 障害等による不在者投票における投票用紙等の請求書（通常用） <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書 <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書交付申請書（代理記載用） <input type="checkbox"/> 同一県内居住証明書 <input type="checkbox"/> 不在者投票調書 <input type="checkbox"/> 代理投票調書 <input type="checkbox"/> 投票所投票記録 <input type="checkbox"/> 期日前投票所投票記録 <input type="checkbox"/> 引継書 <input type="checkbox"/> 開票録 <input type="checkbox"/> 選挙録 <input type="checkbox"/> 空票確認書 <input type="checkbox"/> 投票用紙等密算計算書 <input type="checkbox"/> 開票結果報告書 <input type="checkbox"/> あん分計算書 <input type="checkbox"/> 付せん	梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包 配付 … 次のとおり 1号車（4市1町） 県庁→坂井市→あわら市→永平寺町→勝山市→大野市 2号車（3市3町） 県庁→福井市→越前町→鯖江市→越前市→南越前町→池田町 3号車（2市4町） 県庁→敦賀市→美浜町→若狭町→小浜市→おおい町→高浜町	
3	25	<input type="checkbox"/> 点字候補者名簿（期日前（兼不在者）投票用）	配付 3月25日（金） 到着予定日 3月25日（金） 午前9時 県庁券	梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包 配付 … 宅配便利用、3月25日（金）午前集荷、当日中に各市町へ配送
3	25	<input type="checkbox"/> 選挙公報 <input type="checkbox"/> 選挙運動用自動車等表示板（関係市町のみのみ） <input type="checkbox"/> 選挙運動用拡声機表示板 <input type="checkbox"/> 自動車専用腕章 <input type="checkbox"/> 選挙運動員用腕章 <input type="checkbox"/> 街頭演説用標旗 <input type="checkbox"/> 明るい選挙白バラ <input type="checkbox"/> 明るい選挙看板 <input type="checkbox"/> 選挙啓発チラシ	梱包 3月25日（金） 配付 3月28日（月） 午前9時 県庁券	梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包 ※選挙公報および選挙啓発チラシは印刷業者が梱包、県議選公営物は県選管が梱包 配付 … 1号車 県庁→坂井市→あわら市→永平寺町→勝山市→大野市（3月7日と同じ） 2号車 県庁→越前町→鯖江市→南越前町→池田町 3号車 県庁→敦賀市→美浜町→若狭町→福南振興局若狭県民サービス室→小浜市 1号車 おおい町→高浜町（福南振興局へは県議選公営物および選挙啓発チラシのみ配付） 4号車 県庁→福井市
4	2	<input type="checkbox"/> 点字候補者名簿（期日前（兼不在者）投票用）	配付 4月2日（土） 到着予定日 4月2日（土）	梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包 配付 … 宅配便利用、4月2日（土）午前集荷、当日中に各市町へ配送
4	4	<input type="checkbox"/> 点字候補者名簿（当日投票用） <input type="checkbox"/> 投・開票速報要領、速報用紙等	梱包 4月3日（日） 配付 4月4日（月）	梱包 … 投票用紙等配付部数一覧表に基づき、市町別に梱包 配付 … 市町役・開票速報打合せ会議において配付

(2) 投票用紙等配付部数一覧

市町名	平成22年 12月2日現在 選挙人名簿 登録者数	投票所数	1 投票用紙 (知・議)	2 点 投票用紙 (知・議)	3 字 投票用紙 (兼用)	4 船員不在者 投票用外封筒 (兼用)	5 船員不在者 投票用内封筒 (兼用)	6 投票用 外封筒 (知・議)	7 郵便等による 不在者投票用 外封筒 (知・議)
福井市	215,262	106	220,000	1,300				2,000	200
敦賀市	54,750	28	56,000	200	50	50	50	800	100
小浜市	25,602	18	30,000	100	30	30	30	600	80
大野市	30,673	27	32,000	100				1,000	100
勝山市	21,777	19	26,000	100				700	100
鯖江市	53,778	17	55,000	200				1,000	100
あわら市	25,044	17	27,000	100				800	100
越前市	66,583	32	68,500	220				700	100
坂井市	74,269	28	77,000	150	15	30	30	600	40
市計	567,738	292	591,500	2,470	95	110	110	8,200	920
永平寺町	15,942	19	17,000	50				200	50
池田町	2,818	7	3,300	5				50	20
南越前町	9,776	16	10,500	40				200	30
越前町	19,742	26	21,500	70				500	70
美浜町	9,019	8	10,100	10				200	50
高浜町	8,971	13	9,600	20	10	20	20	200	30
おおい町	7,068	22	7,900	50				250	60
若狭町	13,303	11	14,500	20				200	50
町計	86,639	122	94,400	265	10	20	20	1,800	360
予備	—	—	1,000	165	95	100	100	2,000	220
県計	654,377	414	686,900	2,900	200	230	230	12,000	1,500

市町名	8 郵便等による 不在者投票用 外封筒 (代理記載者用) (知・議)	9 投票用 内封筒 (知・議)	10 仮投票用 封筒 (知・議)	11 不在者投票 証明書用封筒 (兼用)	12 不在者投票 証明書 (兼用)	13 郵便等投票 証明書 (通常用) (兼用)	14 郵便等投票 証明書 (代理記載該当) (兼用)	15 郵便等投票証明 書交付申請書 (通常用) (兼用)	16 郵便等投票証明 書交付申請書 (代理記載と 併せ行う) (兼用)
福井市	20	2,200	300	200	200	100	50	10	10
敦賀市	30	930	150	100	100	50	30	10	10
小浜市	20	700	100	100	50	50	30	10	10
大野市	10	1,300	100	100	100	50	30	30	10
勝山市	30	1,000	150	100	100	100	50	50	10
鯖江市	50	1,150	100	100	100	50	50	50	50
あわら市	50	950	100	100	100	50	50	50	50
越前市	10	800	150	100	100	50	10	10	10
坂井市	10	650	100	100	50	50	10	50	10
市 計	230	9,680	1,250	1,000	900	550	310	270	170
永平寺町	40	300	50	100	100	50	40	50	50
池田町	10	80	20	30	30	20	20	20	10
南越前町	30	200	40	30	30	30	30	30	30
越前町	30	600	70	100	100	50	30	50	30
美浜町	20	270	50	100	100	50	50	50	50
高浜町	20	250	50	150	150	30	20	30	20
おおい町	60	330	60	200	200	60	60	60	60
若狭町	20	270	50	100	100	50	50	50	50
町 計	230	2,300	390	810	810	340	300	340	300
予 備	240	2,020	160	290	290	210	140	90	130
県 計	700	14,000	1,800	2,100	2,000	1,100	750	700	600

市町名	17 代理記載ができる選挙人に該当する旨の記載に係る申請書 (兼用)	18 代理記載ができない選挙人に該当しなくなった旨の届出書 (兼用)	19 代理記載人となるべき者の届出書 (兼用)	20 代理記載人となることのおよび同意書および宣誓書 (兼用)	21 障害証明書 交付申請書 (兼用)	22 郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求書 (通常用) (兼用)	23 郵便等による不在者投票における投票用紙等の請求書 (代理記載用) (兼用)	24 選挙人名簿登録証明書 (兼用)	25 選挙人名簿登録証明書 交付申請書 (兼用)
福井市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
敦賀市	10	10	10	10	10	10	10	10	10
小浜市	10	10	10	10	10	50	30	5	5
大野市	10	10	10	10	10	50	10	10	10
勝山市	10	10	10	10	10	50	10	5	10
鯖江市	50	50	50	50	10	100	100	5	5
あわら市	50	50	50	50	10	100	100	20	20
越前市	10	10	10	10	10	100	10	5	5
坂井市	10	10	10	10	10	50	10	15	15
市 計	170	170	170	170	90	520	290	85	90
永平寺町	50	30	30	30	10	30	30	10	10
池田町	10	10	10	10	10	20	10	5	5
南越前町	30	30	30	30	10	30	30	15	15
越前町	30	30	30	30	10	70	30	10	10
美浜町	50	50	50	50	10	50	50	15	15
高浜町	20	20	20	20	10	30	20	20	20
おおい町	60	60	60	60	20	60	60	20	20
若狭町	50	50	50	50	10	50	50	10	10
町 計	300	280	280	280	90	340	280	105	105
予 備	130	150	150	150	70	240	180	110	105
県 計	600	600	600	600	250	1,100	750	300	300

市町名	26	27	28-1	28-2	29	30-1	30-2	31-1	31-2
	同一県内 居住証明書 (兼用)	不在者投票 書調 (知・議)	代理投票 書調 (知事)	代理投票 書調 (県議)	投票所 録 (知・議)	期日前 投票 録 (知事)	期日前 投票 録 (県議)	引継書 (知事)	引継書 (県議)
福井市	1,000	10	600	480	300	400	200	50	40
敦賀市	200	100	150	150	100	30	30	80	80
小浜市	100	50	60	50	60	40	40	60	50
大野市	100	30	100	80	70	60	50	50	40
勝山市	100	10	100	80	80	5	5	100	80
鯖江市	200	60	150	120	60	30	30	30	30
あわら市	100	100	100	80	60	30	30	40	40
越前市	250	5	100	100	70	50	40	50	40
坂井市	400	50	250	200	100	150	100	140	140
市 計	2,450	415	1,610	1,340	900	795	525	600	540
永平寺町	50	60	90	90	40	50	30	50	40
池田町	10	20	20	20	20	30	20	20	20
南越前町	50	60	60	50	40	70	50	40	40
越前町	100	80	200	160	80	150	120	50	40
美浜町	100	100	100	100	30	30	30	30	30
高浜町	50	30	50	40	30	30	30	60	50
おおい町	80	80	120	90	70	70	50	120	90
若狭町	100	100	100	80	30	50	50	70	60
町 計	540	530	740	630	340	480	380	440	370
予 備	310	255	650	630	160	125	95	110	140
県 計	3,300	1,200	3,000	2,600	1,400	1,400	1,000	1,150	1,050

市町名	32-1	32-2	33			34	35	36	37
	開票録 (知事)	開票録 (県議)	選挙録 (県議)			空虚確認書 (知・議)	投票用紙等 受払計算書 (兼用)	開票結果 報告書 (知・議)	あ ん 分 計 算 書 (兼用)
			併せ行う	併せ行わない	無投票				
福井市	3	3	3	0	3	300	300	3	20
敦賀市	6		6		6	100	70	4	20
小浜市	3	3		3	3	60	20	5	20
大野市	3		3		3	70	70	3	20
勝山市	3	3	3		3	75	75	2	20
鯖江市	4		3		3	60	60	4	20
あわら市	3		3		3	60	60	3	20
越前市	6	3	0	3	6	80	10	5	10
坂井市	3		3		3	80	180	5	20
市 計	34	12	24	6	33	885	845	34	170
永平寺町	3		3		3	50	50	5	20
池田町	3	3				20	20	2	20
南越前町	3	3	0		0	40	40	6	60
越前町	3	3	3	0	3	80	80	3	20
美浜町	5	5				25	25	2	20
高浜町	3	3				30	50	2	20
おおい町	6	6				90	90	4	40
若狭町	6	6				30	30	3	20
町 計	32	29	6	0	6	365	385	27	220
予 備	44	39	40	34	31	100	120	29	90
県 計	110	80	70	40	70	1,350	1,350	90	480

市町名	38 付 せ ん (知・議) 個々点検						39 選挙公報 (知事)	40 点字候補者名簿 (知・議)			
	有効	無効	あん分	効力決定	点検集計表	投票の内訳		不在者投票用	期日前投票用	投票当日用	
	福井市	10	10	10	10	10		10	108,400		30
敦賀市	200	100	100	100	100	50	28,000		10	60	
小浜市	10	10	10	10	10	10	12,000		3	38	
大野市	1,500	800	200	500	200	50	12,500		10	60	
勝山市	2,000	1,000	400	1,500	250	50	9,000	期日前 投票用 と併せて	8	45	
鯖江市	1,500	500	400	600	10	10	23,000		8	55	
あわら市	1,000	500	200	500	100	30	12,000		8	40	
越前市	10	10	10	10	10	10	28,000		10	75	
坂井市	10	10	10	500	10	10	32,000		10	70	
市 計	6,240	2,940	1,340	3,730	700	230	264,900		0	97	593
永平寺町	1,000	300	200	250	120	50	7,300		期日前 投票用 と併せて	9	35
池田町	300	50	20	100	10	20	1,300			3	15
南越前町	1,000	300	200	200	50	50	3,800			9	32
越前町	1,000	300	200	200	50	50	7,800			10	60
美浜町	500	200	200	200	50	30	4,000	3		16	
高浜町	500	300	300	400	250	30	4,200	3		26	
おおい町	800	200	150	150	100	60	3,500	8		48	
若狭町	800	200	200	200	250	30	5,200	5		70	
町 計	5,900	1,850	1,470	1,700	880	320	37,100	0	50	302	
予 備	360	310	390	420	270	150	1,000	0	33	35	
県 計	12,500	5,100	3,200	5,850	1,850	700	303,000	0	180	930	

(3) 公営物等配付部数一覧（福井県議会議員選挙）

併任市町	選挙区	1 選挙運動用 自動車(船舶) 表示板 1枚/1人	2 選挙運動用 拡声機 表示板 1個/1人	3 自動車(船舶) 乗車(船)用 腕章 4個/1人	4 選挙運動員用 腕章 11個/1人	5 街頭演説用 標旗 1枚/1人	6 白バラ 2個/1人	7 明るい選挙 看板 (選挙事務所用) 1枚/1人
福井市	福井市	17	17	68	187	17	34	17
敦賀市	敦賀市	5	5	20	55	5	10	5
小浜市	小浜市 三方郡 三方上中郡	5	5	20	55	5	10	5
大野市	大野市	3	3	12	33	3	6	3
勝山市	勝山市	3	3	12	33	3	6	3
鯖江市	鯖江市	5	5	20	55	5	10	5
あわら市	あわら市	2	2	8	22	2	4	2
越前市	越前市 今立郡 南条郡	7	7	28	77	7	14	7
坂井市	坂井市	7	7	28	77	7	14	7
永平寺町	吉田郡	2	2	8	22	2	4	2
越前町	丹生郡	3	3	12	33	3	6	3
嶺南(若狭)	大飯郡	3	3	12	33	3	6	3
県予備		3	3	12	33	3	6	3
県計		65	65	260	715	65	130	65